



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年1月24日火曜日 第1728号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（伊方町）.....	45
字の区域の変更（ " ）.....	45
医療機関の指定.....	45
指定医療機関の廃止.....	45
指定居宅支援事業の廃止.....	45
土地改良区役員の退任の届出（2件）.....	46
土地改良区の定款変更の認可（3件）.....	46
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	46
県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧（2件）.....	46
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	47
開発行為に関する工事の完了.....	47
道路の位置の指定（3件）.....	47

### 教育委員会告示

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....48

### 告 示

#### ○愛媛県告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、伊方町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は伊方町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年1月24日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
伊方町豊之浦字轆轤場451の1及び451の2並びに字小浜527の4の地先	5,732.66

#### ○愛媛県告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、伊方町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年1月24日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
豊之浦字轆轤場	伊方町豊之浦字轆轤場451の1及び451の2並びに字小浜527の4の地先公有水面埋立地	5,732.66

#### ○愛媛県告示第81号

#### ○愛媛県告示第81号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成18年1月24日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
2736	医療法人おだクリニク	おだクリニク	西予市宇和町卯之町五丁目313-6	平成17年12月13日
2737	医療法人クリニック山崎	クリニック山崎内科	四国中央市川之江町2978-1	平成18年1月5日
2738	医療法人清岡眼科	清岡眼科	宇和島市御幸町二丁目5-5	平成18年1月5日
2739	八幡浜市長	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638	平成18年1月6日
10645	株式会社ひだか	しげのぶ薬局	東温市志津川甲1558-1	平成17年12月9日
10646	日本調剤株式会社	日本調剤西予薬局	西予市野村町野村11-68-2	平成17年12月16日

#### ○愛媛県告示第82号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成18年1月24日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
106	八幡浜市長	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638	平成17年3月27日
2664	織田英昭	おだクリニク	西予市宇和町卯之町五丁目313-6	平成17年11月30日
2666	清岡博 士	清岡眼科	宇和島市御幸町二丁目5-5	平成17年12月31日
2703	山崎柳 一	クリニック山崎内科	四国中央市川之江町2978-1	平成17年12月31日

#### ○愛媛県告示第83号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事

業を廃止した旨の届出があった。

平成18年1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100090113	有限会社ケアサービスみどり	今治市八町西二丁目6番21号	越 智 孝	身体障害者居宅介護	有限会社ケアサービスみどり	今治市八町西二丁目6番21号	平成18年1月5日

○愛媛県告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成18年1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 本 岩 雄	今治市町谷甲305番地1

○愛媛県告示第85号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成18年1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 田 吉 勝	大洲市田口甲2076番地

○愛媛県告示第86号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市高岡土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、五十崎町国営開発土地改良区（新名称・五十崎国営開発土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成18年1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第88号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、五十崎町土地改良区（新名称・五十崎土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成18年1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第89号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、四国中央市土居町天満地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ほ場整備事業・天満上地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成18年1月25日から2月21日まで
- 縦覧場所  
四国中央市役所土居総合支所

○愛媛県告示第90号

県営中山間地域総合整備事業内山地区（下宿間工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書
- 縦覧期間  
平成18年1月25日から2月21日まで
- 縦覧場所  
内子町役場

○愛媛県告示第91号

県営中山間地域総合整備事業鬼北2期地区（白根工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書
- 縦覧期間  
平成18年1月25日から2月21日まで
- 縦覧場所

鬼北町役場日吉支所

○愛媛県告示第92号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成18年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出事項

（八幡浜地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西宇和郡伊方町川之浜1147 - 1 福 島 大 蔵	西宇和郡伊方町川之浜1824 田 村 良 雄	西宇和郡伊方町神崎295 - 1 阿 部 定	四 ツ 浜	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成18年 1月24日から同年 2月 7日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

八幡浜地方局管内の加入区	八幡浜地方局産業経済部水産課
--------------	----------------

○愛媛県告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
17西建管第1342号 平成18年 1月 6日	西条市大町字広坪387番 1	西条市喜多川266番地 1 エース住宅株式会社 代表取締役 久 門 孝 志

○愛媛県告示第94号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市中曾根町字溝又1450番 4 及び1451番 5

2 申請人の住所氏名

四国中央市川之江町1655番地 3

興陽商事有限会社 代表取締役 佐々木 敬史

四国中央市中曾根町1312番地 2

森井 幸教

3 図面省略

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市金田町金川字井ノ上 134 番 4、1610番及び 134番 4 地先農道

2 申請人の住所氏名

四国中央市金田町金川20番地

南 忠策

四国中央市金田町金川 139 番地

尾藤 浩子

3 図面省略

○愛媛県告示第96号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

大洲市東大洲 131 番 5

2 申請人の住所氏名

○愛媛県告示第95号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年 1月24日

大洲市東大洲 137 番地

トミナガ不動産有限会社 代表取締役 富永 邦茂

3 図面省略

---

**教育委員会告示**


---

**○愛媛県教育委員会告示第1号**

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の表愛媛県立中等教育学校入学者選考の項口頭による開示請求をすることができる場所の欄の規定の適用については、平成18年度愛媛県立中等教育学校入学者選考に限り、同欄中「出願先の県立中等教育学校」とあるのは、「平成18年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項（平成17年10月愛媛県教育委員会告示第11号）4の表に定める志願先学校に対応する中学校」とする。

平成18年 1月24日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

表中愛媛県立中学校入学候補者選考の項を次のように改める。

愛媛県立中等教育学校入学者選考	調査書の記録並びに面接、作文及び適性検査の得点	入学予定者発表の日から1月間	出願先の県立中等教育学校
-----------------	-------------------------	----------------	--------------